



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の改正及び公布について	行財政局税務部税制企画課	1
告示	令和7年第1回定例市会で議決された令和6年度神戸市各会計補正予算	行財政局財務課	4
告示	口腔がん検診料徴収事務の委託業務	健康局保健所保健課	38
告示	指定公金事務取扱者の指定(神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会)	経済観光局農政計画課	39
告示	公金事務の委託(市民福祉スポーツセンター)	福祉局障害福祉課	40
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(月見山連合自治会)	地域協働局地域活性課	41
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	44
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	46
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	49
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	52
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	54
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 高丸陸29、30号線)	建設局道路管理課	56
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 高丸陸9、11号線)	建設局道路管理課	57
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 舞子多聞線)	建設局道路管理課	58
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 平野舞子停車場線、市道 舞子狩口線)	建設局道路管理課	59
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(唐櫃台住宅地地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	60
公告	開発行為に関する工事の完了(北区桜森町)	都市局都市計画課	61
選挙管理委員会	定時登録日の変更	選挙管理委員会事務局	62

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月11日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第1号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則（令和4年10月規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、<u>次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> <u>（1） 附則第3項の規定 令和8年4月1日</u> <u>（2） 附則第4項の規定 令和9年4月1日</u>	附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、<u>附則第3項の規定は、令和8年4月1日に施行する。</u>

2、3 [略]

4 執行機関の附属機関に関する条例

第1条第2項の規定に基づく市長の
附属機関に関する規則の一部を次の
ように改正する。

別表1及び別表2の居住と税制の
あり方に関する検討会の項を削る。

別表1

名称	担 任 事 務
市立自転車 駐車場のあ り方検討委 員会	[略]
居住と税制 のあり方に 関する検討 会	居住と税制のあり方検討 のあり方に 関すること。

別表2

名称	定 数	任 期	会 長
市立自転車 駐車場のあ り方検討委 員会	[略]	[略]	[略]
居住と税制 のあり方に 関する検討 会	7 人	委嘱の日 から令和 9年3月 31日まで	委員の互 選により 選任する 者

2、3 [略]

別表1

名称	担 任 事 務
市立自転車 駐車場のあ り方検討委 員会	[略]

別表2

名称	定 数	任 期	会 長
市立自転車 駐車場のあ り方検討委 員会	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第83号

令和7年第1回定例市会で令和7年2月25日議決された令和6年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和7年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

令和6年度神戸市一般会計補正予算

令和5年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,634,280千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ972,768,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		314,701,942	5,922,458	320,624,400
	1 市 民 税	145,056,906	5,400,000	150,456,906
	2 固定資産税	123,089,482	522,458	123,611,940
14 地方交付税		91,541,000	8,078,944	99,619,944
	1 地方交付税	91,541,000	8,078,944	99,619,944
16 分担金及負担金		911,438	2,100	913,538
	1 負 担 金	911,178	2,100	913,278
18 国庫支出金		203,178,984	8,458,893	211,637,877
	1 負 担 金	159,667,493	4,576,211	164,243,704
	2 補 助 金	42,211,034	3,762,682	45,973,716
	3 委 託 金	1,300,457	120,000	1,420,457
19 県支出金		52,949,072	2,214,447	55,163,519
	1 負 担 金	40,964,542	1,544,572	42,509,114
	2 補 助 金	8,898,555	669,875	9,568,430
20 財産収入		17,688,070	416,930	18,105,000
	1 財産運用収入	2,247,010	316,930	2,563,940
	3 基金収入	3,548,131	100,000	3,648,131
21 寄 附 金		7,924,917	20,000	7,944,917
	1 寄 附 金	7,924,917	20,000	7,944,917
22 繰 入 金		29,211,880	4,003,867	33,215,747
	2 基金繰入金	27,464,476	4,003,867	31,468,343
23 繰 越 金		1	1,514,423	1,514,424
	1 繰 越 金	1	1,514,423	1,514,424
24 諸 収 入		50,202,443	102,218	50,304,661
	1 納 付 金	4,154,231	33,498	4,187,729
	7 雑 入	26,551,557	68,720	26,620,277
25 市 債		77,299,000	14,900,000	92,199,000
	1 市 債	77,299,000	14,900,000	92,199,000
歳 入 合 計		927,134,530	45,634,280	972,768,810

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		63,626,661	1,202,356	64,829,017
	1 総 務 費	44,712,071	464,073	45,176,144
	2 企 画 費	11,632,444	695,950	12,328,394
	3 徴 税 費	3,073,603	42,333	3,115,936
3 市 民 費		30,001,812	1,770,418	31,772,230
	1 市 民 費	28,397,190	1,551,586	29,948,776
	2 施設整備費	1,604,622	218,832	1,823,454
4 民 生 費		323,814,664	9,962,625	333,777,289
	1 民生総務費	40,903,621	1,005,148	41,908,769
	2 生活保護費	76,233,358	770,000	77,003,358
	3 こども家庭費	110,218,087	5,944,479	116,162,566
	4 障害者福祉費	78,009,510	2,242,998	80,252,508
5 衛 生 費		40,542,113	200,500	40,742,613
	1 衛生総務費	20,122,078	63,000	20,185,078
	2 公衆衛生費	18,414,846	103,000	18,517,846
	3 環境衛生費	2,005,189	34,500	2,039,689
6 環 境 費		23,136,311	617,641	23,753,952
	1 環境総務費	9,899,041	207,000	10,106,041
	2 環境保全費	412,047	74,400	486,447
	3 廃棄物処理費	8,763,996	119,037	8,883,033
	4 環境施設整備費	4,061,227	217,204	4,278,431
7 商 工 費		7,439,175	619,499	8,058,674
	1 商工振興費	6,156,988	531,099	6,688,087
	2 貿易観光費	1,282,187	88,400	1,370,587
8 農 政 費		4,619,918	854,029	5,473,947
	2 農政総務費	1,891,095	173,915	2,065,010
	3 生産振興費	2,042,443	615,000	2,657,443
	4 農林土木費	512,332	65,114	577,446
9 土 木 費		43,318,673	4,340,748	47,659,421
	1 土木総務費	5,712,022	8,000	5,720,022
	2 道路橋梁費	2,511,144	676,642	3,187,786
	3 道路橋梁整備費	19,342,534	1,519,248	20,861,782
	4 公園緑地費	5,740,734	1,125,000	6,865,734
	5 公園緑地整備費	3,851,724	605,858	4,457,582
	6 河川砂防費	2,878,793	315,000	3,193,793
	7 海岸保全費	661,722	91,000	752,722
10 都市計画費		27,586,459	4,671,555	32,258,014

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 都市計画総務費	22,602,906	4,149,540	26,752,446
	4 街路事業費	2,491,742	522,015	3,013,757
11 住 宅 費		4,858,455	105,300	4,963,755
	1 住宅総務費	4,858,455	105,300	4,963,755
12 消 防 費		21,789,918	439,048	22,228,966
	1 消 防 費	21,789,918	439,048	22,228,966
13 教 育 費		138,425,448	15,561,081	153,986,529
	1 教育総務費	9,748,894	550,000	10,298,894
	2 教育振興費	1,305,466	87,300	1,392,766
	8 高等専門学校費	1,895,333	129,000	2,024,333
	10 外国語大学費	1,028,042	416,890	1,444,932
	11 社会教育費	1,136,450	149,000	1,285,450
	12 体育保健費	13,777,377	4,925,186	18,702,563
	13 学校建設費	16,679,818	9,303,705	25,983,523
15 諸支出金		195,071,951	5,289,480	200,361,431
	1 繰 出 金	186,973,197	714,826	187,688,023
	3 雑 出	6,398,754	4,574,654	10,973,408
歳 出 合 計		927,134,530	45,634,280	972,768,810

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 議 会 費	1 議 会 費	-	-	市 会 議 事 堂 整 備	6,200
2 総 務 費	1 総 務 費	-	-	防 災 士 資 格 取 得 助 成	3,500
		-	-	避 難 所 開 設 ・ 運 営	40,600
		-	-	避 難 所 運 営 物 資 確 保	370,000
		-	-	避 難 所 設 備 維 持 管 理	28,830
		-	-	災 害 ケー ス マ ネ ジ メ ン ト 推 進	1,600
		-	-	災 害 時 要 援 護 者 支 援	3,355
		-	-	避 難 行 動 支 援	
		-	-	防 災 行 政 無 線 調 査 ・ 検 討	4,730
		-	-	災 害 時 情 報 共 有 シ ス テ ム 運 用	4,158
		-	-	災 害 時 ド ロ ー ン 実 証 訓 練	3,000
		-	-	防 災 指 令 等 発 令 基 準 検 討 等	3,090
		-	-	防 災 行 政 無 線 維 持 管 理	14,891
		-	-	防 災 服 更 新	6,750
		-	-	防 犯 カ メ ラ 事 業 推 進	672,203
		-	-	歴 史 公 文 書 館 整 備	568,520
		-	-	本 庁 舎 2 号 館 再 整 備	381,690
	2 企 画 費	-	-	フ ロ ン ト ヤ ー ド ・ バ ッ ク ヤ ー ド 改 革	120,000
		-	-	高 齢 者 等 デ ジ タ ル リ テ ラ シ ー 向 上 支 援	71,438
		-	-	財 務 会 計 シ ス テ ム 機 能 改 善	31,377
		-	-	大 阪 ・ 関 西 万 博 催 事 開 催 等	60,000
		-	-	震 災 30 年 事 業	120,000
		-	-	庁 内 ネ ッ ト ワ ー ク セ キ ュ リ テ ィ 対 策	48,800
		-	-	住 基 ネ ッ ト シ ス テ ム 構 築 ・ 運 用	108,103
		-	-	キ ャ ッ シ ュ レ ス 決 済 端 末 機 等 導 入	59,307
	3 徴 税 費	-	-	課 税 シ ス テ ム 改 修 等	118,561
	4 財 産 管 理 費	-	-	公 有 財 産 管 理 保 全 等	253,000
		営	繕 68,500	営	繕 79,000
3 市 民 費	1 市 民 費	-	-	地 域 福 祉 セ ン タ ー 整 備 等	84,169
		-	-	男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 空 調 更 新	7,040
		-	-	区 役 所 P B X 更 新	34,830
		-	-	北 区 文 化 セ ン タ ー 再 整 備	1,072,200
		-	-	小 野 浜 公 園 等	376,756
		-	-	中 学 校 部 活 動 地 域 移 行 環 境 整 備 ・ 検 討	25,000
		-	-		

令和7年4月22日 神戸市公報第3907号

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		-	-	ワールド記念ホール改修	30,000
		-	-	新・神戸文化ホール整備	851,944
		-	-	アートのまち神戸	90,000
		-	-	神戸空港国際化対応	17,800
		-	-	五色塚古墳整備	2,850
		-	-	北野地区まちなみ保存・活性化	5,537
		-	-	旧トーマス住宅耐震改修	113,590
		-	-	新垂水図書館整備	1,167,304
		-	-	新北図書館整備	554,000
		-	-	新三宮図書館整備	56,881
		-	-	公園整備	85,528
		-	-	スポーツ施設整備	308,166
		-	-	公民館施設整備	24,400
		-	-	文化交流施設整備	275,967
		-	-	中央図書館整備	30,558
	2 施設整備費				
4 民生費	1 民生総務費	-	-	社会福祉施設運営支援	419,798
		-	-	福祉避難所機能強化	21,350
		-	-	鉄道駅舎EV等設置補助	52,500
	3 こども家庭費	-	-	高校生等通学定期券補助	900,000
		-	-	こべっこウェルカム定期便	96,000
		-	-	学童保育施設等整備	248,525
	4 障害者福祉施設費	-	-	グループホーム等整備支援	10,000
	7 民生施設整備	老人福祉施設整備	275,808	老人福祉施設整備	443,648
		民生施設整備	109,452	民生施設整備	165,078
		-	-	若葉学園改修	203,400
		-	-	北区文化センター再整備	160,800
		-	-	障害福祉施設整備	102,466
		-	-	児童福祉施設整備等	641,691
5 衛生費	1 衛生総務費	-	-	神戸リハビリテーション病院改修	2,000
	2 公衆衛生費	-	-	予防接種事業	1,809,355
		-	-	児童相談システム再構築	49,877
	3 環境衛生費	-	-	墓園整備	179,717
6 環境費	1 環境総務費	-	-	水素給湯器実証事業	3,000
	2 環境保全費	-	-	30by30推進環境整備	50,000
		-	-	トイレカー導入	24,400

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	3 廃棄物処理費	-	-	電動商用モビリティ導入補助	12,000
		-	-	職員勤務環境整備	26,393
	4 環境施設整備費	-	-	クリーンセンター改修	88,178
		-	-	クリーンセンター改修	232,738
		-	-	事業所改修	95,704
7 商 工 費	1 商工振興費	-	-	トイレ改修	12,800
		-	-	産業振興センター電源装置更新	20,000
		-	-	省力化促進製品研究・開発・実証補助金	30,000
		-	-	ファッションマート改修	111,959
		-	-	KOBE海外Bizアシスタンス	6,600
		-	-	海外現地商談会開催	12,750
		ものづくり工場改修	4,232	ものづくり工場改修	183,490
		-	-	シニア合同就職面接会・出張就職相談会	4,000
		-	-	シニアキャリア相談・就労支援	50,000
		-	-	求職者等合同企業説明会	12,300
	2 貿易観光費	-	-	中小企業DX推進事業	26,250
		-	-	インキュベーションオフィス設置・運営	20,982
		-	-	ナイトタイムエコノミー推進	10,000
		-	-	摩耶ロッジ解体	50,000
		-	-	有馬4館改修	82,629
		-	-	Feel KOBEの機能拡充・リニューアル	15,000
		-	-	手荷物預かり・配送サービス導入	40,000
		-	-	海外プロモーション強化	12,000
		-	-	六甲山系通信環境改善	6,400
		-	-	万博期間特別キャンペーン展開	5,000
8 農 政 費	2 農政総務費	-	-	六甲山牧場施設改修	3,352
		-	-	担い手確保・経営強化支援	20,000
		-	-	旧農業公園再整備	142,172
		-	-	竹林管理・竹材収集	122,515
		-	-	アライグマ被害防止対策強化	9,900
		-	-	農地管理省力化推進	21,500
		-	-	フルーツ・フラワーパーク改修	159,193
	3 生産振興費	-	-	漁港施設機能強化	425,812
		-	-	漁港施設等修繕	69,000
		-	-	産地生産基盤	272,000

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	4 農林土木費	-	-	た め 池 整 備	98,388
		-	-	農 地 農 業 用 施 設 災 害 復 旧	84,000
		-	-	水 利 施 設 管 理 強 化	10,000
		-	-	井 吹 南 ほ 場 整 備	1,720
9 土 木 費	1 土木総務費	-	-	車 両 買 替	56,630
		-	-	防 災 安 全 対 策	5,159
	2 道路橋梁費	街 灯 補 修	10,000	街 灯 補 修	446,728
		-	-	道 路 橋 梁	435,914
	3 道路橋梁費 整 備 費	道 路 調 査	24,000	道 路 調 査	39,500
		道 路 改 良	1,790,200	道 路 改 良	3,549,940
		道 路 補 修	273,300	道 路 補 修	1,514,632
		橋 梁 整 備	1,364,000	橋 梁 整 備	3,216,500
	4 公園緑地費	交 通 安 全 施 設 整 備	125,900	交 通 安 全 施 設 整 備	2,800,166
		公 園 管 理	4,000	公 園 管 理	1,152,400
	5 公園緑地費 整 備 費	-	-	有 料 公 園 等 管 理	50,000
		公 園 整 備	986,969	公 園 整 備	2,396,544
		森 林 整 備	5,000	森 林 整 備	233,226
		-	-	緑 化 推 進	78,000
	6 河川砂防費	-	-	河 川 改 修	721,935
		治 山 砂 防	994,520	治 山 砂 防	1,168,020
	7 海岸保全費	海 岸 保 全 施 設 整 備	150,000	海 岸 保 全 施 設 整 備	250,000
10 都市計画費	1 都市計画費 総 務 費	都 市 再 生 推 進	4,585,444	都 市 再 生 推 進	5,858,973
		公 共 交 通 体 系 整 備	500,910	公 共 交 通 体 系 整 備	576,170
	4 街路事業費	街 路 築 造	539,004	街 路 築 造	1,624,019
11 住 宅 費	1 住宅総務費	建 築 指 導	12,000	建 築 指 導	38,442
		-	-	空 き 家 活 用 支 援	21,000
12 消 防 費	1 消 防 費	-	-	消 防 団 施 設 等 整 備	53,000
		-	-	灘 消 防 署 建 替	64,669
		-	-	消 防 庁 舎 整 備	95,605
		-	-	危 機 管 理 セ ン タ ー 4 号 館 改 修	7,953
		-	-	ヘリコプター定時点検	16,500
		-	-	職 員 用 施 設 整 備	47,036
		-	-	救 急 情 報 シ ス テ ム 整 備	81,362
		-	-	救 急 体 制 強 化	47,650
		-	-		

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
13 教 育 費	2 教育振興費	-	-	中学校部活動地域移行	87,300
	8 高等専門 学 校 費	-	-	高 専 施 設 整 備 等	129,000
	10 外 国 語 大 学 費	-	-	外国語大学施設整備等	416,890
	11 社会教育費	-	-	動 物 園 事 業	278,000
	12 体育保健費	-	-	給食センター整備運営	4,925,186
	13 学校建設費	-	-	小 学 校 建 設 事 業	1,762,199
		-	-	バ リ ア フ リ ー 改 修	381,398
		-	-	大規模・長寿命化改修	8,574,153
		-	-	空 調 更 新 他 整 備	348,154
		-	-	水道直圧化・設備改修等	713,594
14 災害復旧費	1 災害復旧費	-	-	災 害 復 旧	162,000

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
気象庁による防災気象情報の見直しに伴う検討	令和6～8年度	1,700
住基ネットシステム構築・運用	令和6～12年度	463,000
課税システム改修	令和6～8年度	379,000
指定管理（洞川教育キャンプ場）	令和6～7年度	8,000
指定管理（王子スポーツセンター）	令和6～8年度	284,000
指定管理（文化センター）	令和6～8年度	1,854,000
指定管理（風見鶏の館・ラインの館）	令和6～11年度	205,000
指定管理（北図書館）	令和6～8年度	104,000
神戸ゆかりの美術館特別展	令和6～7年度	37,000
指定管理（自立援助ホーム子供の家）	令和6～8年度	168,000
指定管理（ひとり親家庭支援センター）	令和6～9年度	100,000
指定管理（自然環境活用センター）	令和6～11年度	4,000
指定管理（水産体験学習館）	令和6～11年度	61,000
指定管理（農村環境改善センター）	令和6～11年度	51,000
税関線横断デッキ既設地下躯体撤去工事	令和6～8年度	50,000
消防ヘリコプターの更新	令和6～8年度	2,634,830
救急情報システムの整備	令和6～13年度	90,720

第 4 表 市 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	2,754,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	2,769,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
保健衛生施設整備事業	607,000				638,000			
環境工場整備事業	2,616,000				2,725,000			
事業所等整備事業	129,000				271,000			
道路整備事業	11,758,000				13,161,000			
公園整備事業	2,196,000				2,635,000			
河川砂防整備事業	2,226,000				2,304,000			
自然災害防止事業	681,000				797,000			
海岸保全事業	189,000				214,000			
街路事業	7,600,000				8,201,000			
消防施設整備事業	2,916,000				2,995,000			
学校教育施設整備事業	9,241,000				20,298,000			
社会教育施設整備事業	2,607,000				2,984,000			
危機管理対策事業	144,000				482,000			
文化施設等整備事業	4,595,000				5,007,000			
商工施設等整備事業	658,000				898,000			
漁業施設整備事業	643,000				842,000			
農業基盤整備事業	121,000				132,000			
水道事業会計出資金	438,000				526,000			
臨時財政対策債	9,952,000				9,092,000			

令和6年度神戸市市場事業費補正予算

令和6年度神戸市市場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,541,134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,362,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		9,492	547,051	556,543
	1 補 助 金	9,492	547,051	556,543
4 繰 入 金		481,392	11,083	492,475
	1 他会計繰入金	481,392	11,083	492,475
6 市 債		421,000	983,000	1,404,000
	1 市 債	421,000	983,000	1,404,000
歳 入 合 計		2,821,522	1,541,134	4,362,656

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		2,376,532	1,541,134	3,917,666
	2 運 営 費	1,114,419	11,083	1,125,502
	3 施設整備費	849,938	1,530,051	2,379,989
歳 出 合 計		2,821,522	1,541,134	4,362,656

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	3 施 設 整 備 費	本場再整備事業	1,500,548
		本場施設整備	188,000
		東部市場施設整備	19,000

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本 場 施 設 整 備 (予 防 保 全 工 事)	令 和 6 ～ 8 年 度	116,000

令和6年度神戸市食肉センター事業費補正予算

令和6年度神戸市食肉センター事業費補正予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ964,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		421,889	2,000	423,889
	1 他会計繰入金	421,889	2,000	423,889
歳 入 合 計		962,144	2,000	964,144

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		833,418	2,000	835,418
	1 職員費	81,129	2,000	83,129
歳 出 合 計		962,144	2,000	964,144

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	3 施設整備費	西部市場施設整備	169,000

令和6年度神戸市国民健康保険事業費補正予算

令和6年度神戸市国民健康保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,291,656千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,027,234千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険収入		147,735,578	2,291,656	150,027,234
	3 県支出金	103,858,159	790,494	104,648,653
	4 繰 入 金	15,994,053	595,715	16,589,768
	5 繰 越 金	1	1,422,330	1,422,331
	6 諸 収 入	829,009	△516,883	312,126
歳 入 合 計		147,735,578	2,291,656	150,027,234

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険費		147,735,578	2,291,656	150,027,234
	2 保険給付費	101,269,254	790,494	102,059,748
	5 諸支出金	1,066,945	1,501,162	2,568,107
歳 出 合 計		147,735,578	2,291,656	150,027,234

令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和6年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費の補正)

繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 駐車場事業費	1 運 営 費	駐 車 場 設 備 整 備	44,000	駐 車 場 設 備 整 備	69,000

令和6年度神戸市営住宅事業費補正予算

令和6年度神戸市営住宅事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,422,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市営住宅建設事業 収入		7,479,015	12,000	7,491,015
	3 繰入金	2,398,450	12,000	2,410,450
歳 入 合 計		26,410,117	12,000	26,422,117

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市営住宅建設事業 費		7,479,015	12,000	7,491,015
	1 市営住宅建設事業 費	7,479,015	12,000	7,491,015
歳 出 合 計		26,410,117	12,000	26,422,117

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 市営住宅管理 事業費	1 市営住宅管理 事業費	市 営 住 宅 管 理	1,076,788	市 営 住 宅 管 理	1,180,188

令和6年度神戸市介護保険事業費補正予算

令和6年度神戸市介護保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,303,248千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159,835,373千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		21,415,879	655,112	22,070,991
	1 県負担金	19,893,713	655,112	20,548,825
4 支払基金交付金		39,220,382	1,219,862	40,440,244
	1 支払基金交付金	39,220,382	1,219,862	40,440,244
5 繰 入 金		25,790,991	3,862,553	29,653,544
	1 一般会計繰入金	23,780,991	564,750	24,345,741
	2 基金繰入金	2,010,000	3,297,803	5,307,803
6 繰 越 金		1	2,565,721	2,565,722
	1 繰 越 金	1	2,565,721	2,565,722
歳 入 合 計		151,532,125	8,303,248	159,835,373

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		137,556,771	4,518,002	142,074,773
	1 保険給付費	137,556,771	4,518,002	142,074,773
4 基金積立金		51,274	2,565,721	2,616,995
	1 基金積立金	51,274	2,565,721	2,616,995
5 諸支出金		51,487	1,219,525	1,271,012
	1 諸支出金	51,487	1,219,525	1,271,012
歳 出 合 計		151,532,125	8,303,248	159,835,373

令和6年度神戸市空港整備事業費補正予算

令和6年度神戸市空港整備事業費補正予算は、次に定めるところによる。
(繰越明許費)

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 空港整備事業費	1 空港整備事業費	神戸空港機能強化	442,665

令和6年度神戸市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度神戸市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度神戸市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 公共下水道事業収益	34,932,797千円	10,793千円	34,943,590千円
第1項 営業収益	24,718,349千円	6,641千円	24,724,990千円
第2項 営業外収益	10,214,448千円	4,152千円	10,218,600千円
	支	出	
第1款 公共下水道事業費	35,322,701千円	57,000千円	35,379,701千円
第1項 営業費用	32,638,911千円	57,000千円	32,695,911千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「13,835,958千円」を「13,854,705千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 公共下水道資本的収入	14,945,545千円	2,295,345千円	17,240,890千円
第1項 企業債	8,873,000千円	1,093,000千円	9,966,000千円
第2項 国庫支出金	5,900,000千円	1,202,345千円	7,102,345千円
	支	出	
第1款 公共下水道資本的支出	28,725,713千円	2,314,092千円	31,039,805千円
第1項 建設改良費	21,809,540千円	2,314,092千円	24,123,632千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
処理施設等整備	令和6～10年度	506,000千円

(企業債)

第6条 予算第6条中「9,019,000千円」を「10,112,000千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「5,285,621千円」を「5,296,414千円」に改める。

第 1 表 建設改良事業概要補正

(単位：千円)

事業名	補正前		補正後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
処理場建設	2,698,415	東灘処理場 西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場	2,758,407	東灘処理場 西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場
汚水幹枝線布設	7,415,334	東灘処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 加古川上流処理区	7,445,334	東灘処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 加古川上流処理区
雨水幹枝線布設	1,887,491	東灘排水区 東部排水区 中部排水区 西部排水区 垂水排水区 武庫川排水区	2,137,491	東灘排水区 東部排水区 中部排水区 西部排水区 垂水排水区 武庫川排水区
処理施設等整備	7,848,387	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料，職員手当等	9,822,487	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料，職員手当等
合 計	22,151,481		24,465,573	

令和6年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度神戸市港湾事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(収益的支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 港湾管理事業費	25,511,000千円	32,000千円	25,543,000千円
第1項 営業費用	23,599,841千円	32,000千円	23,631,841千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	54,766,552千円	2,306,000千円	57,072,552千円
第1項 企業債	12,651,500千円	2,284,000千円	14,935,500千円
第2項 他会計繰入金	21,831,927千円	22,000千円	21,853,927千円
	支	出	
第1款 資本的支出	63,595,283千円	2,306,000千円	65,901,283千円
第1項 建設改良費	21,113,566千円	506,000千円	21,619,566千円
第2項 投資	30,722,602千円	1,800,000千円	32,522,602千円

(企業債)

第5条 予算第6条中「12,651,500千円」を「14,935,500千円」に改める。

第 1 表 建設改良事業概要補正

(単位：千円)

事業名	補 正 前		補 正 後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
港湾直轄事業費 負担金	5,643,800	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備等	6,127,800	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備等
関連建設改良	705,512	建設改良部門職員の給料、職員手当等	727,512	建設改良部門職員の給料、職員手当等
合 計	21,113,566		21,619,566	

令和6年度神戸市自動車事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度神戸市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度神戸市自動車事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 自動車事業収益	11,294,040千円	9,800千円	11,303,840千円
第2項 営業外収益	1,101,810千円	9,800千円	1,111,610千円
	支	出	
第1款 自動車事業費	11,646,764千円	9,800千円	11,656,564千円
第1項 営業費用	11,287,174千円	9,800千円	11,296,974千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「1,541,892千円」を「1,551,692千円」に改める。

令和6年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度神戸市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度神戸市高速鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 高速鉄道事業収益	25,787,943千円	16,400千円	25,804,343千円
第2項 営業外収益	3,406,042千円	16,400千円	3,422,442千円
	支	出	
第1款 高速鉄道事業費	30,519,806千円	16,400千円	30,536,206千円
第1項 営業費用	28,058,684千円	16,400千円	28,075,084千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「4,446,338千円」を「4,462,738千円」に改める。

令和6年度神戸市水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和6年度神戸市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度神戸市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量中建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要補正」による。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中「11,903,866千円」を「12,234,895千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	11,490,647千円	209,637千円	11,700,284千円
第3項 国庫補助金	447,581千円	121,637千円	569,218千円
第5項 一般会計繰入金	447,177千円	88,000千円	535,177千円
	支	出	
第1款 資本的支出	23,394,513千円	540,666千円	23,935,179千円
第1項 建設改良費	21,182,982千円	540,666千円	21,723,648千円

第 1 表 建設改良事業概要補正

(単位：千円)

事業名	補正前		補正後	
	既決予定額	事業概要	補正後予定額	事業概要
基幹施設整備工事	7,806,444	上ヶ原浄水場再整備事業、奥畑妙法寺連絡管整備工事、板宿ずい道配水池漏水補修工事等	8,146,030	上ヶ原浄水場再整備事業、奥畑妙法寺連絡管整備工事、板宿ずい道配水池漏水補修工事等
配水管整備増強工事	9,223,965	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径50～900ミリメートル 延長40.3キロメートル ふくそう管統合工事	9,425,045	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径50～900ミリメートル 延長40.8キロメートル ふくそう管統合工事
合計	21,182,982		21,723,648	

神戸市告示第84号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務の名称

口腔がん検診料徴収事務の委託業務

2 受託者

神戸市中央区三宮町2丁目11番14号

公益社団法人 神戸市歯科医師会

会長 百瀬 深志

3 受託者に委託した徴収の事務に係る歳入

(1) 口腔がん検診検診料

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第85号

神戸市立農村環境改善センター条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

条例の規定に基づく使用料等の徴収業務

2 指定公金事務取扱者

- (1) 名 称 神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会
- (2) 事務所の所在地 神戸市北区道場町塩田1454番地の2

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年4月1日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和7年4月1日

5 委託する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

- (1) 使用料（施設）
- (2) 使用料（冷暖房設備、ガス設備）

7 連絡先

- (1) 担当 神戸市経済観光局農政計画課
- (2) 電話 078（984）0371

神戸市告示第86号

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（以下「条例」という。）の規定に基づく使用料等の徴収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務名
条例の規定に基づく使用料等の徴収業務
- 2 指定公金事務取扱者
 - (1) 名称 株式会社C O S P A ウエルネス
 - (2) 事務所の所在地 大阪府中央区備後町3丁目6番
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和6年12月13日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日
令和7年4月1日
- 5 委託する期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
市民福祉スポーツセンターの使用料

神戸市告示第87号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、月見山連合自治会、野中自治会、天ヶ岡自治会、下上津自治会、中里連合自治会、神戸ジェームス山自治会、有馬口荘園自治会、原野自治会、八多町柳谷自治会、脇自治会、中自治会、深谷自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	月見山連合自治会	野中自治会	天ヶ岡自治会
主たる事務所	神戸市須磨区北町1丁目1番	神戸市西区岩岡町野中1195番地の12	神戸市西区岩岡町岩岡135番地の3
代表者の氏名	隅野 美恵子	西嶋 真規	吉岡 壽弘
代表者の住所	神戸市須磨区南町2丁目2番22号	神戸市西区岩岡町野中161番地の1	神戸市西区岩岡町岩岡160番地の5

名称	下上津自治会	中里連合自治会	神戸ジェームス山自治会
主たる事務所	神戸市北区長尾町上津193番地の1	神戸市北区中里町1丁目8番地の280	神戸市垂水区塩屋町7丁目10番21号
代表者の氏名	青木 国宏	芳村 秀和	野村 和宏
代表者の住所	神戸市北区長尾町上津193番地の1	神戸市北区中里町2丁目20番地の4	神戸市垂水区塩屋町7丁目10番4号

名称	有馬口荘園自治会	原野自治会	八多町柳谷自治会
主たる事務所	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の197	神戸市北区山田町原野字クノ木2番地	神戸市北区八多町柳谷1090番1
代表者の氏名	有本 則明	西畑 伸男	小西 正純
代表者の住所	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の197	神戸市北区山田町原野字結場26番地	神戸市北区八多町柳谷1205番地

名称	脇自治会	中自治会	深谷自治会
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町上脇351番地の5	神戸市北区山田町中宇合ノ元21番地	神戸市北区八多町深谷920番地
代表者の氏名	上田 和宏	戸田 善久	峯吉 宏一
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町上脇350番地の1	神戸市北区山田町中宇合ノ元19番地の2	神戸市北区八多町深谷267番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 月見山連合自治会 令和4年6月26日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	宮崎 誠	隅野 美恵子
代表者の住所	神戸市須磨区月見山町3丁目1番11号	神戸市須磨区南町2丁目2番22号

(2) 野中自治会 令和5年6月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	道本 隆幸	西嶋 真規
代表者の住所	神戸市西区岩岡町野中75番地の8	神戸市西区岩岡町野中161番地の1

(3) 天ヶ岡自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤田 勲	吉岡 壽弘
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡167番地	神戸市西区岩岡町岩岡160番地の5

(4) 下上津自治会 令和6年4月7日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区長尾町上津142番地	神戸市北区長尾町上津193番地の1
代表者の氏名	片山 保雄	青木 国宏
代表者の住所	神戸市北区長尾町上津142番地	神戸市北区長尾町上津193番地の1

(5) 中里連合自治会 令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	小岡 朝光	芳村 秀和
代表者の住所	神戸市北区中里町1丁目8番地の263	神戸市北区中里町2丁目20番地の4

(6) 神戸ジェームス山自治会 令和6年4月21日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	黒田 雄介	野村 和宏
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町7丁目11番3号	神戸市垂水区塩屋町7丁目10番4号

令和7年4月22日 神戸市公報第3907号

(7) 有馬口荘園自治会

令和7年3月23日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の178	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の197
代表者の氏名	城元 和登	有本 則明
代表者の住所	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の178	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の197

(8) 原野自治会

令和7年3月29日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	東澤 剛	西畑 伸男
代表者の住所	神戸市北区山田町原野字八王子13番地	神戸市北区山田町原野字結場26番地

(9) 八多町柳谷自治会

令和7年3月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	稲葉 昇治	小西 正純
代表者の住所	神戸市北区八多町柳谷345番地	神戸市北区八多町柳谷1205番地

(10) 脇自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	三浦 崇明	上田 和宏
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町上脇622番地の3	神戸市西区伊川谷町上脇350番地の1

(11) 中自治会

令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	柏木 和宏	戸田 善久
代表者の住所	神戸市北区山田町中字宮ノ片11番地の1	神戸市北区山田町中字合ノ元19番地の2

(12) 深谷自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	清水 昌世志	峯吉 宏一
代表者の住所	神戸市北区八多町深谷1351番地	神戸市北区八多町深谷267番地

神戸市告示第88号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年3月4日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和7年3月5日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和7年3月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年3月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和7年3月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和6年3月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 25台 原動機付自転車 0台	令和7年3月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年3月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 1台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年3月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 41台 原動機付自転車 0台	令和7年3月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和7年3月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和7年3月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和7年3月27日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第89号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 2 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 22 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 12 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月5日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29 台 原動機付自転車 1 台	令和7年3月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月10日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 38 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月13日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月14日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月15日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月19日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月21日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月25日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 20 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月27日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 50 台 原動機付自転車 1 台	令和7年3月28日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月29日	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 1 台		

令和7年4月22日 神戸市公報第3907号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 14 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月5日
	兵庫区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 1 台	令和7年3月10日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月11日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月14日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 1 台	
	兵庫区長期放置	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 17 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月18日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月21日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月24日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月25日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 19 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月26日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 28 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月27日

神戸市告示第90号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年4月22日 神戸市公報第3907号

別表

自転車等の保管 及び返還の場所	自転車等が置かれ、又 は放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R 住吉駅周辺	自転車 3 台	令和7年3月6日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2 台		
	岡本駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	青木駅周辺	自転車 4 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2 台	令和7年3月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	灘駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	王子公園駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	新在家駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 20 台	令和7年3月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	深江駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車 1 台	令和7年3月13日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲道駅周辺	自転車 16 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	六甲駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	阪神御影駅周辺	自転車 7 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪急御影駅周辺	自転車 1 台	令和7年3月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	J R 住吉駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	摂津本山駅周辺	自転車 3 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	深江駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	魚崎駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	魚崎駅周辺	自転車 1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		

別表

稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	王子公園駅周辺	自転車	2 台	令和7年3月18日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	六甲道駅周辺	自転車	22 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	六甲駅周辺	自転車	1 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	28 台	令和7年3月24日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	2 台	
	J R 住吉駅周辺	自転車	4 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
	摂津本山駅周辺	自転車	6 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	
	甲南山手駅周辺	自転車	2 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	26 台	令和7年3月26日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0 台	
	阪神御影駅周辺	自転車	12 台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	

神戸市告示第91号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、
平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和 7 年 3 月 6 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神中央駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 7 年 3 月 6 日	
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 7 台	令和 7 年 3 月 25 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 3 台	令和 7 年 3 月 27 日	
		原付 1 台	令和 7 年 3 月 27 日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 7 年 3 月 11 日	

神戸市告示第92号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 22 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び 返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月3日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月7日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 1 台	令和7年3月12日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月21日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年3月27日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		

神戸市告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年4月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	高丸陸29号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番 556地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番 557地先まで	55.60	6.00
	高丸陸30号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番 569地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番 570地先まで	46.50	6.00

神戸市告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年4月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	高丸陸9号線	神戸市垂水区高丸8丁目 2243番580地先から	新	103.10	最大 6.10 最小 6.00
		神戸市垂水区高丸8丁目 2243番555地先まで	旧	103.10	最大 6.10 最小 5.30
	高丸陸11号線	神戸市垂水区高丸8丁目 2243番580地先から	新	112.80	最大 5.50 最小 5.50
		神戸市垂水区高丸8丁目 2243番548地先まで	旧	112.80	最大 5.00 最小 4.90

神戸市告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年4月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	舞子多聞線	神戸市垂水区清水が丘3丁目 81番1地先から 神戸市垂水区清水が丘3丁目 111番7地先まで	233.20	最大 24.80 最小 20.40

神戸市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年4月23日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	平野舞子停車場線	神戸市垂水区西舞子3丁目 2197番4地先から	新	6.40	最大 12.70 最小 12.40
		神戸市垂水区西舞子3丁目 2197番4地先まで	旧	6.40	最大 8.20 最小 8.10
市道	舞子狩口線	神戸市垂水区西舞子3丁目 2197番4地先から	新	6.40	最大 12.70 最小 12.40
		神戸市垂水区西舞子3丁目 2197番4地先まで	旧	6.40	最大 8.20 最小 8.10

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和7年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
唐櫃台住宅地地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市北区唐櫃台1丁目911番 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和7年5月12日（月）
10時00分から10時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年4月22日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区桜森町6番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
滋賀県守山市立入町475番地の2
第一不動産株式会社
代表取締役 平山 美智代
- 3 許可番号
令和6年9月6日 第8200号
（変更許可 令和7年2月4日 第2194号）

神戸市選告示第2号

公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり、同条同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に変更する。

ただし、登録月の1日が告（公）示日から選挙の期日の前日までの期間に当たることとなった場合は、登録月の1日を登録日とする。

令和7年4月11日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上 雅彦

「

令和7年6月1日
令和8年3月1日

」
を

「

令和7年6月2日
令和8年3月2日

」
に変更する。